

令和 2 年 8 月 28 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様  
(D P C 用) の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号) が、令和 2 年 8 月 25 日付け厚生労働省告示第 301 号をもって一部改正されたこと等に伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (D P C 用) (以下「記録条件仕様」という。) を、下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目を追加する。
  - (1) 「0 2 7 4 カプマチニブ塩酸塩」
  - (2) 「0 2 7 5 チルドラキズマブ」
  - (3) 「0 2 7 6 イサツキシマブ」
  
- 2 記録条件仕様の「別表 38 確認区分コード」に次の項目を追加する。
  - (1) 「0 9 審査支払機関に請求後 枝番特定」
  - (2) 「1 4 保険者等に請求後 枝番特定」